

令和5年度 北茨城市 認定こども園・保育所 入所案内

〇 はじめに…

この案内は、「保育の必要な事由(2号・3号認定:下記参照)」に該当する方のためのものです。
教育を目的とする3歳以上のお子さん(1号認定)は、直接、利用先へ申し込んでください。

施設利用の目的	認定区分	対象年齢	利用先
教育	1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上	認定こども園
			幼稚園
保育 <small>※「保育の必要な事由」 に該当していることが 条件となります</small>	2号認定 (保育標準時間認定・ 保育短時間認定)	3歳以上	認定こども園
			保育所
	3号認定 (保育標準時間認定・ 保育短時間認定)	3歳未満	認定こども園
			保育所 地域型保育事業

1. 入所できる条件は？

〇 以下のいずれかの要件(保育の必要な事由)に該当する場合となります。

① 会社や自宅等で、月48時間以上働いている場合

就労時間	認定の種類	施設の利用可能時間
月120時間以上	保育標準時間認定	11時間
	保育短時間認定	8時間
月120時間未満	保育短時間認定	8時間

⇔ 選択が可能

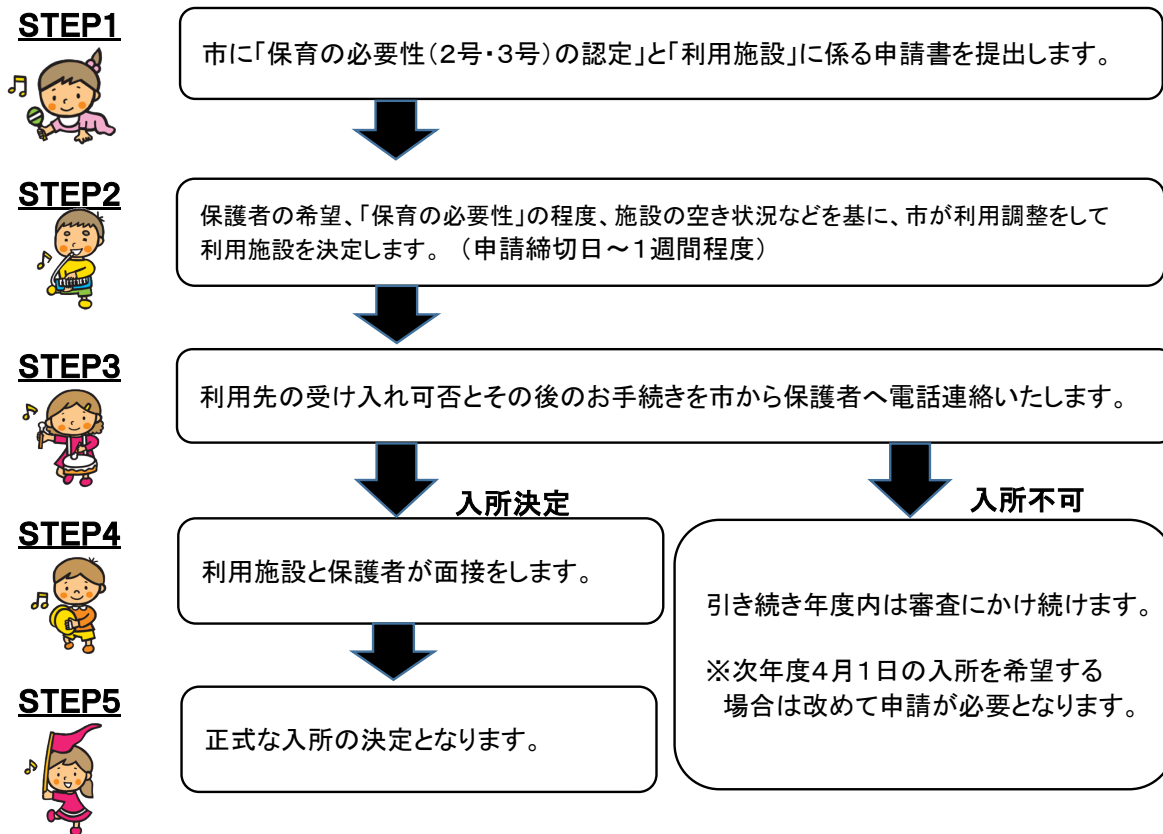
- ② 妊娠中で保育の必要性がある場合や、出産後間がない場合
(産前8週間から、産後8週間を経過する日の翌日の属する月末までに限る)
- ③ 病気や障がいのため保育ができない場合
- ④ 親族の介護や看護をしている場合
- ⑤ 災害にあった場合
- ⑥ 求職活動をする場合(ただし、3ヶ月に限る)
- ⑦ 就学中である場合
- ⑧ 虐待・DVの被害にあっている場合
- ⑨ その他、保育ができない事由がある場合



2. 入所の申し込み時期は？

- 入所希望日の2ヶ月前から受付。子育て支援課 保育係で手続きをしてください。
市内保育施設の入園日は毎月1日・16日になります。1日入所の申込締切日は利用月の前月の10日、16日入所の申込締切日は利用月の前月の25日になります。申込締切日が休日の場合は締切日を超えない平日が締切日になりますのでご注意ください。
(市外の施設を利用したい場合は、早めに手続きをしてください。)
- 令和6年4月1日の入所申請は、令和5年11月頃に受付を行います。
日程は決まり次第、市報や市公式ホームページ等でお知らせいたします。
(市外の施設を利用したい場合は、受付期間が異なりますのでご注意ください。)

3. 入所の手続きの流れは？



- ☆ 4月からの入所の場合は、認定事務及び利用調整事務が集中し審査に時間を要することから翌年1月下旬頃の通知予定となります。(保育料等の通知は別途3月頃に行います。)
- ☆ 利用施設に係る内定通知は、4月(年度当初)からの入所の場合のみ行います。
- ☆ 施設の利用開始後、1週間程度は「ならし保育」となり、お迎えが午前中になる場合があります。
- ☆ 市内の私立保育所(保育所型認定こども園を含む)は産後3ヶ月程度から、公立保育所は産後10ヶ月程度からのお子さんをお預かりします。

◆令和5年度 入所申込受付期間◆

☆申込締切日:原則 入園希望月の前月10日・25日(土曜・日曜日、祝日の場合は前平日)

入園希望月	入園希望日	申込受付期間	結果連絡
令和5年 (2023) 4月	1日(土)	※令和4年11月30日まで	令和5年2月頃
	16日(日)	2月16日(木) ~ 3月24日(金)	
5月	1日(月) ※GWに注意	3月1日(水) ~ 4月10日(月)	締切日より 1週間程度
	16日(火)	3月16日(木) ~ 4月25日(火)	
6月	1日(木)	4月3日(月) ~ 5月10日(水)	
	16日(金)	4月17日(月) ~ 5月25日(木)	
7月	1日(土)	5月1日(月) ~ 6月9日(金)	
	16日(日)	5月16日(火) ~ 6月23日(金)	
8月	1日(火)	6月1日(木) ~ 7月10日(月)	
	16日(水)	6月16日(金) ~ 7月25日(火)	
9月	1日(金)	7月3日(月) ~ 8月10日(木)	
	16日(土)	7月18日(火) ~ 8月25日(金)	
10月	1日(日)	8月1日(火) ~ 9月8日(金)	
	16日(月)	8月16日(水) ~ 9月25日(月)	
11月	1日(水)	9月1日(金) ~ 10月10日(火)	
	16日(木)	9月19日(火) ~ 10月25日(水)	
12月	1日(金)	10月2日(月) ~ 11月10日(金)	
	16日(土)	10月16日(月) ~ 11月24日(金)	
令和6年 (2024) 1月	1日(月) ※年始に注意	11月1日(水) ~ 12月8日(金)	
	16日(火)	11月16日(木) ~ 12月20日(水)※	
2月	1日(木)	12月1日(金) ~ 1月10日(水)	
	16日(金)	12月18日(月) ~ 1月25日(木)	
3月	1日(金)	1月4日(木) ~ 2月9日(金)	
	16日(土)	1月16日(火) ~ 2月22日(木)	



○令和6年度4月1日入所の申請受付期間は
令和5年8月頃に市報・市HPへ掲載予定です。

○1号認定で入所希望の場合は各園へ直接
お申込みください。



4. 申込に必要な書類は？

申し込みの際は下記の必要書類のほか、申し込みをするお子さんと保護者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カードと、窓口に来る方の本人確認書類(運転免許証等)、印鑑(シャチハタ不可)をお持ちください。

▼共通

申請書一式 《全員共通》	○教育・保育給付認定申請書 ○世帯状況調書 ○保育所入所申込書(関本保育所希望者のみ)	申し込みをするお子さん1人につき1部提出が必要です。
-----------------	---	----------------------------

▼保育を必要とする事由を証明する書類(保護者1人につき1部)

事由	提出書類(○すべて)	備考
就労	外勤、内職 ○就労証明書	就労先(契約先)の方に記載いただいでください。 ※育児休業から仕事復帰予定で申込み場合、 入所日から1カ月以内の復帰が必要です。 (例)4月1日入所 → 5月1日までに仕事復帰
	自営業 農林漁業 会社役員 ○就労証明書(事業主自筆) ○下記のうち該当するもの 自営業事業主、会社役員 …最新の確定申告書の写し または、現在事項証明書 自営業協力者 …直近の給与明細書3カ月分 農林漁業 …最新の確定申告書の写し	・祖父母または配偶者が事業主の事業所に就労されている場合は、自営業協力者の扱いとなります。 ・確定申告書の写しが提出できない場合は、事業開始届や営業許可証、受注票など、事業の継続や勤務が確認できる書類の写しを提出してください。
求職活動	○ハローワーク受付票、または 雇用保険受給資格証の写し	申請日までに発行が間に合わない場合は申立書で代用が可能です。
就学	○在学証明書 ○カリキュラム(時間割)表	職業訓練も含まれます。
妊娠・出産 (産前8週～産後8週)	○母子手帳の写し (表紙と出産予定日のページ)	
(同居家族等の) 看護・介護	○申立書(児童の保護者が被介護者の介護をしていることの証明) ○介護・看護を受ける方の状態を証明する医師の診断書、または、療育手帳・身体障害者手帳などの写し	・診断書は、病気や怪我などの状態と、それにより看護や介護が必要であることが記載されているものを提出してください。 ・手帳は、等級と有効期限が確認できるページのコピーを提出してください。
(保護者本人の) 病気・障害	○医師の診断書 ○手帳のコピー	・診断書は、病気や怪我などの状態と、それにより児童の保育を行えないことが記載されているものを提出してください。 ・手帳は、等級と有効期限が確認できるページのコピーを提出してください。
その他 (災害復興等)		お問い合わせください。

▼その他

申請児童または同居家族が障害をお持ちの場合	○該当者の手帳のコピー	
ひとり親で祖父母と同居している場合	○保護者の保険証のコピー ○保護者の直近3カ月分の給与明細のコピー	求職事由で申請をする方、また、就労証明書に記載の給与月額が月12万円以上の方は提出不要です。
65歳未満の祖父母と同居している場合	○祖父母の「保育を必要とする事由」を証明する書類(上表参照)	祖父母の場合、就労証明書は社会保険証のコピーでも代用が可能です。
北茨城市に 住民票がない保護者	○マイナンバーカードが記載されている書類の写し (マイナンバーカード、個人番号通知カード等) ※課税情報の参照に利用します。	・左記の書類が提出できない場合は、住民税課税証明書の提出で代用が可能です。その場合、令和3年分(令和4年度申告)、令和4年分(令和5年度申告)のものが必要となります。 ・海外に住所がある(もしくはあった)方で課税情報の確認が取れない方は、勤務先が発行する給与支払証明書(2021年分、2022年分)が必要となります。

5. 選考について

- 入園希望者が保育園等の定員を超えた場合などには提出書類から世帯状況や就労状況を確認し北茨城市入所選考基準(P.6～7)に基づき点数の高い方から入所を決定します。(利用調整)
- 選考の結果、「申込者(利用者)が多数いるために希望の施設に入所できない」、あるいは「保育の必要な事由に該当しないため入所が認められない」などの場合がありますので、あらかじめご了解ください。

6. 保育料の決定方法について

- 市町村民税課税額(以下「税額」という。)に応じて階層区分が決まり、さらにお子さんの年齢区分に応じて決定されます。
- 4月～8月分までは前年度の税額により判定し、9月～翌年3月分までは当年度分の税額により判定します。そのため、年度の途中で保育料が変わることもあります。
- 家計の主になっている人(生計の中心者)が祖父母であると判断される場合は、父母のほか祖父母の税額も合算のうえで階層区分を決定します。
- 未申告などの理由により当初の保育料が仮計算となる場合は、申告後に再判定を行います。
- 年度途中で、世帯状況の変更や税の更正があった場合は、翌月からの保育料を変更します。

7. 保育料のお支払について

- 認定こども園のご利用に係る料金のお支払先は、ご利用先の施設となります。
この場合のお支払は、ご利用先の施設との契約内容に従ってください。
- 保育所のご利用に係る料金のお支払先は、市となります。
この場合のお支払は、原則、【口座振替】といたします。
振替日は毎月25日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)です。
- 月途中で入退所があった場合は、保育料を日割りします。

8. 入所後の手続きについて

- 1年に1回、現況届の提出が必要となります。詳細や提出期限は、年度途中に園を通じてご案内いたします。(その際は、就労証明書等の添付が必要です)
- 「保育の必要な事由」が変わった場合は、手続きが必要となりますので市にご相談ください。
- 勤務先等が変わった場合は、改めて、就労証明書を提出してください。
- 既に保育を利用している子どもについては、育児休業中も保育の継続利用が可能です。
認定期間は育児休業取得期間により変わります。(いずれも保育必要量は「短時間」の認定)
 - ・ 取得期間が1年以下の場合 → 当該育児休業の終了する日が属する月の末日まで
 - ・ 取得期間が1年を超える場合 → 当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日が属する月の末日まで※当該育児休業に係る子どもが保育施設を利用できない場合であって、育児休業の取得期間を延長した場合は、当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日以後の最初の3月31日まで延長可
- 保護者の婚姻や離婚、同居世帯員の変更等があった場合などは、市にご相談ください。
- 家庭で保育ができるようになった場合などは、市にご相談ください。
- 転出する場合は、必ず、退所の手続きをしてください。

【入園の選考について】

入園希望者が保育園等の定員を超えた場合などには、利用調整を行います。
提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数(基準指数と調整指数の合計)の高い方から入園を決定します。

＜利用調整に関する基準＞

1. 基準指数【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日に判断できる入園日時点の事由を対象とする。】

No.	保育にあたる保護者の就労形態等				基準指数	採点			
	類型	細目				母	父		
1	就労 (内定)	自宅外 労働	外勤	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	30			
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	28			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	26			
			月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	28				
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	26			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	24			
			月12日以上	1日8時間以上の就労を常態	22				
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	20			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	18			
			月 8日以上	1日8時間以上の就労を常態	15				
		1日6時間以上8時間未満の就労を常態			13				
		上記以外の月48時間以上の外勤			12				
		自宅内 労働	自営	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	30			
						1日6時間以上8時間未満の就労を常態	28		
						1日4時間以上6時間未満の就労を常態	26		
				月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	28			
						1日6時間以上8時間未満の就労を常態	26		
						1日4時間以上6時間未満の就労を常態	24		
				月12日以上	1日8時間以上の就労を常態	22			
1日6時間以上8時間未満の就労を常態	20								
1日4時間以上6時間未満の就労を常態	18								
月 8日以上	1日8時間以上の就労を常態			15					
		1日6時間以上8時間未満の就労を常態	13						
	上記以外の月48時間以上の内職		12						
2	自宅内 労働	自営 内職	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	29				
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	27			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	25			
			月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	27				
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	25			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	23			
			月12日以上	1日8時間以上の就労を常態	21				
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	19			
					1日4時間以上6時間未満の就労を常態	17			
			月 8日以上	1日8時間以上の就労を常態	14				
					1日6時間以上8時間未満の就労を常態	12			
				上記以外の月48時間以上の外勤		11			
			3	妊娠 出産	産前8週～産後8週		30		
4	疾病 障害	疾病	入院している(入院予定を含む)	30					
			常時病臥	30					
			安静を要する	26					
			通院を要する	20					
		障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA～B、精神障害者保健福祉手帳1～2級	30					
			身体障害者手帳3級、療育手帳マルC、精神障害者保健福祉手帳3級	26					
5	介護 看護	居宅外	週5日以上日中週40時間以上(重度心身障害者等)の介護を常態	30					
			週5日以上日中週30時間以上の介護を常態	28					
			週4日以上日中週12時間以上の介護を常態	24					
			週3日以上日中週12時間以上の介護を常態	18					
		居宅内	全介護を必要とする場合(重度心身障害者、要介護認定3・4・5程度)	30					
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)	26					
			支援を必要とする場合(要支援)	20					
6	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合		40					
7	求職活動	求職活動中(起業準備等を含む)		1					
8	就学 職業訓練	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態		No.1.2を 準用					
		日中、就学・技能習得が内定している場合							
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		40					
10	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など		40					
11	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合		1～40					

項目	条件			調整 指数	採点		
					母	父	
加算 指数	個人 加算	就労	1	保育士、保育教諭、幼稚園教諭として就労している又は内定している場合 (就労先が北茨城市内の場合)	30		
			2	保育士、保育教諭、幼稚園教諭として就労している又は内定している場合 (就労先が北茨城市外の場合)	5		
			3	保護者が産前産後休業又は育児休業を終了し、職場復帰をする場合	15		
			4	上記3に該当し、かつ、以前に入園していた施設を希望する場合	10		
		5	ひとり親家庭に準じており、同居者がいない場合	4			
		6	ひとり親家庭で、同居者がいない場合	5			
		7	父母のうちどちらかが単身赴任、入院などにより不在の場合	6			
		8	父母の両方が不存在(死亡など)の場合	10			
		9	生活保護世帯(就労による自立支援目的)	10			
		10	虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合	10			
		病気 障害	11 ※	保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA～B、精神障害者保健福 祉手帳1～2級のうち1つを所持している場合	5		
			12 ※	保護者が視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳を所持している場合	5		
		13	未就学の兄弟姉妹が2人以上いる場合	1			
		14	同時に2人以上の申し込みをしている場合	3			
		15	既に兄弟姉妹が保育園等に入園しており、同じ施設を希望する場合	7			
		16	保育園等の転園希望者(住所変更等により通園が困難な場合)	10			
		その他	17	特に調整が必要である場合(要保護児童、生計中心者失業など)	10		
			18	認可外保育児童施設を利用している児童であり、かつ、その施設が保育園 又は認定こども園に移行した場合に、移行後も同じ施設利用を希望する場合	20		
			19 ※	認定こども園に在園している1号認定こどもが、保護者の就労状況等の変更 により、2号認定に切替する場合で、同じ施設利用を希望する場合	40		
減算 指数	個人 減算	同居 祖父母	20 ※	同居している児童の祖父母又は兄姉(いずれも18歳以上65歳未満、高校 生を除く)が無職、求職中又は月48時間以上の就労をしていない場合	-25		
		保育料 等滞納	21	入園児及び卒園児の保育料を滞納している場合	-5		
			22	入園児及び卒園児の保育料の滞納が6ヶ月以上ある場合	-10		
			23	保育料が滞納になっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が 見られない場合	滞納月 ×-2		
					計		

<※のある調整指数について>

番号11～12 それぞれ重複して加算しないものとする。

番号19 認定切替の事由が求職活動の場合は除く。

番号20 同居の範囲は、同一住所又は同一建物の場合を含む。(疾病等で保育に当たることが出来ない場合は除く。)

<利用調整指数が同点の場合の優先順位>

- 1.北茨城市在住者
- 2.同居なし母子・父子世帯、生活保護世帯
- 3.基準指数が高い世帯
- 4.同世帯に障害者がいる場合
- 5.既に兄弟姉妹がいる場合
- 6.養育している未就学児の人数が多い者
- 7.直近の市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は収入の低い世帯を優先)
- 8.証明書等提出書類がすべて提出されている者

<入所日及びその他>

- 1.入所日は毎月1日と16日とする。なお、1日入所の申込み締切日は利用月の前月の10日とし、16日入所の申込み締切日は利用月の前月の25日とする。なお、申込み締切日が休日の場合は締切日を越えない平日とする。
- 2.求職活動期限は90日とする。
- 3.その他、やむを得ない事情が生じた場合は、この限りではない。

子ども・子育て支援新制度における保育料について

子ども・子育て支援新制度における保育料は、国が定める額を上限として、市町村が定めることとされています。北茨城市では、次のとおり保育料を策定しました。

【新制度の3つの認定区分をご確認ください】

- ◆ 1号認定 …… 満3歳以上で、**教育を希望**する場合
(教育標準時間認定) (幼稚園・認定こども園を利用)
- ◆ 2号認定 …… 満3歳以上で、「**保育の必要な事由**」に該当し、**保育を希望**する場合
(保育認定) (保育所・認定こども園を利用)
- ◆ 3号認定 …… 満3歳未満で、「**保育の必要な事由**」に該当し、**保育を希望**する場合
(保育認定) (保育所・認定こども園等を利用)

【ご注意ください】

- ① 令和5年4月～令和5年8月の保育料は令和4年度(令和3年中の収入)の市町村民税額、令和5年9月～令和6年3月の保育料は令和5年度(令和4年中の収入)の市町村民税額に基づき決定されます。
※配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等の控除前の市町村民税額で算定します。
※生計の中心者が祖父母と判断される場合は、父母のほか祖父母の税額も合算します。
- ② 保育料以外にも、各施設ごとに、別途費用が発生する場合があります。
- ③ 新制度に移行しない私立幼稚園の保育料については、これまでどおり各幼稚園が定める保育料を支払うこととなります。(ただし、市内に該当する施設はありません)

【第2子以降の保育料無料化と幼児教育・保育無償化について】

北茨城市では、平成28年4月から、第2子以降の保育料を無料化しています。

市の第2子無料化の対象者は保育所、幼稚園等を利用する子どもの年齢が高い順に2人目以降の子となります。
※一時預かり利用の子は人数に含めません。

また、令和元年10月から幼児教育・保育無償化が始まり、1号認定・2号認定の子及び3号の非課税世帯の子の保育料が無料となりました。

あわせて、以前は保育料に含まれていた副食費(おかず、おやつ等)の徴収も1号・2号認定の子は下記のとおり変わりました。3号認定の子の副食費は今までどおり保育料に含まれます。

○副食費の徴収または免除対象者○

1号認定子ども(小学校3年生の子から数える)

(市)所得階層	所得割額	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯	免除	免除	免除
第2階層	市民税非課税世帯	免除	免除	免除
第3階層	77,100円未満	免除	免除	免除
第4階層	77,100円以上	徴収	徴収	免除
第5階層		徴収	徴収	免除

2号認定子ども(未就学の同時入所の子から数える)

(市)所得階層	所得割額	第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯	免除	免除	免除
第2階層	市民税非課税世帯	免除	免除	免除
第3～5階層	48,600円未満	免除	免除	免除
第6～7階層①	48,600円以上	免除	免除	免除
第6～7階層②		徴収	徴収※	免除
第8～14階層	97,000円以上	徴収	徴収※	免除

①二人親 所得割が57,700円未満、ひとり親等の場合77,100円未満

②二人親 所得割が57,700円以上、ひとり親等の場合77,100円以上

◆副食費の額は園によって異なります。詳細は園にお問い合わせください。◆

令和5年度 北茨城市保育料(3号認定)

令和5年度の保育料軽減(保育)

階層区分		定 義	3歳未満児		国軽減		県軽減		市軽減
国	市		保育標準時間	保育短時間	低所得者	ひとり親・在障	二人親	ひとり親・在障	
第1	第1	生活保護世帯	0	0					未就学児で教育・保育認定を受けている児童で数えて第2子に該当する児童は無償 ※
第2	第2	市町村民税非課税世帯	0	0	年齢制限撤廃、第2子以降無償	無償			
第3	第3	市町村民税均等割のみ課税世帯	15,000 7,500 0	14,700 7,350 0	年齢制限撤廃で第2子以降無償	千円軽減のうえ第1子から半額(3歳未満児に限る)のうえ第2子以降無償			
	第4	所得割課税額24,300円未満	17,000 8,500 0	16,700 8,350 0					
	第5	所得割課税額24,300円以上48,600円未満	19,500 9,750 0	19,200 9,600 0					
第4	第6	所得割課税額48,600円以上72,800円未満	22,500 11,250 0	22,100 11,050 0	57,700円				
	第7	所得割課税額72,800円以上97,000円未満	26,000 13,000 0	25,600 12,800 0	77,100円		年齢制限撤廃した第2子以降の保育料を無償		
第5	第8	所得割課税額97,000円以上133,000円未満	29,500 14,750 0	29,000 14,500 0					
	第9	所得割課税額133,000円以上169,000円未満	33,000 16,500 0	32,400 16,200 0					
第6	第10	所得割課税額169,000円以上212,700円未満	36,500 (18,250) 0	35,900 (17,950) 0	【注意】 保育料の階層区分を決定するにあたっては、市民税所得割額を基に行う。ただし、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)がある場合は、控除前の額を基にする。				
	第11	所得割課税額212,700円以上256,400円未満	40,000 (20,000) 0	39,300 (19,650) 0					
	第12	所得割課税額256,400円以上301,000円未満	44,000 (22,000) 0	43,300 (21,650) 0					
第7	第13	所得割課税額301,000円以上397,000円未満	48,000 (24,000) 0	47,200 (23,600) 0					
第8	第14	所得割課税額397,000円以上	52,000 (26,000) 0	51,100 (25,550) 0			年齢制限撤廃した第3子以降の保育料を無償		

※市の第2子無料化の対象者は兄弟姉妹で同時入所で数えて2人目の子

※施設一覧(保育年齢・保育時間)



区分	施設名	年齢	最大保育時間	標準時間	
				短時間	
幼稚園型 認定こども園	いそはら幼稚園	0～5歳児 (月齢12ヶ月から)	平日 7:30～18:30	7:30～18:30	
			土曜(行事のみ開所)	8:00～16:00	
	杉の子幼稚園	1～5歳児	平日 7:30～18:30	7:30～18:30	
			土曜 7:30～17:30	9:30～17:30	
	旭幼稚園	0～5歳児 (月齢12ヶ月頃から)	平日 7:00～18:00	7:00～18:00	
			土曜 7:30～16:00	8:00～16:00	
	誠之会幼稚園	0～5歳児 (月齢6ヶ月頃から)	平日 7:30～18:00	7:30～18:00	
			土曜 7:30～17:30	7:30～15:30	
保育所型 認定こども園	大津保育園	0～5歳児 (産休明けから)	平日 7:00～19:00	7:00～18:00	
			土曜 7:00～18:00	8:30～16:30	
	みなみ保育園	0～5歳児 (産休明けから)	平日 7:00～19:00	7:00～18:00	
			土曜 7:00～18:00	8:30～16:30	
	中郷保育園	0～5歳児 (産休明けから)	平日 7:15～19:15	7:15～18:15	
			土曜 7:15～18:15	8:00～16:00	
保育所	磯原保育園 白ゆり分園	0～5歳児 (産休明けから)	平日 7:15～19:00	7:15～18:15	
			土曜 7:15～17:30	8:30～16:30	
	関本保育所	0～5歳児 (10ヶ月頃から)	平日 7:30～18:30	7:30～18:30	
			土曜 7:30～12:30	8:00～16:00	

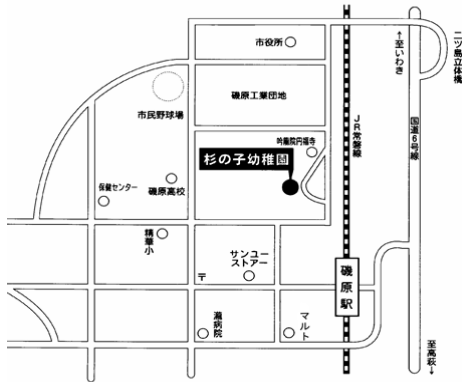
※保育料以外の費用(下記一覧以外にも発生する場合があります)

区分	施設名	保険料	保護者の会費	教材費	絵本	写真	制服	体操服	主食	バス
幼稚園型 認定こども園	いそはら幼稚園	●	●		●	●	3歳児以上	3歳児以上	●	●
	杉の子幼稚園	●	●	●	●	●	3歳児以上	3歳児以上		●
	旭幼稚園	●	●	●	●	●	3歳児以上	3歳児以上	●	●
	誠之会幼稚園	●		●		●	3歳児以上	3歳児以上	●	●
保育所型 認定こども園	大津保育園		●	●	●	●		●	●	
	みなみ保育園		●	●	●	●		●	●	
	中郷保育園			●	●		●	●	●	
保育所	磯原保育園 白ゆり分園	●	●	●	●		●	●		
	関本保育所	●	●		●	●				

施設案内

幼稚園型認定こども園(私立)

杉の子幼稚園 利用定員:160名
 住所：磯原町磯原826-4
 電話：42-0135 ≪園HP≫
 教育時間 9:30～13:30 
 保育標準時間 7:30～18:30
 保育短時間 9:30～17:30 



いそはら幼稚園 利用定員:310名
 住所：磯原町豊田920
 電話：43-1766 ≪園HP≫
 教育時間 9:30～13:30 
 保育標準時間 7:30～18:30
 保育短時間 8:00～16:00 



旭幼稚園 利用定員: 105名
 住所：大津町北町1-7-3
 電話：46-2340 ≪園HP≫
 教育時間 9:15～13:45 
 保育標準時間 7:00～18:00
 保育短時間 8:00～16:00 



誠之会幼稚園 利用定員: 65名
 住所：関南町関本下974
 電話：46-5435 ≪園HP≫
 教育時間 10:00～14:00 
 保育標準時間 7:30～18:00
 保育短時間 7:30～15:30 





保育所型認定こども園(私立)

みなみ保育園 利用定員：105名

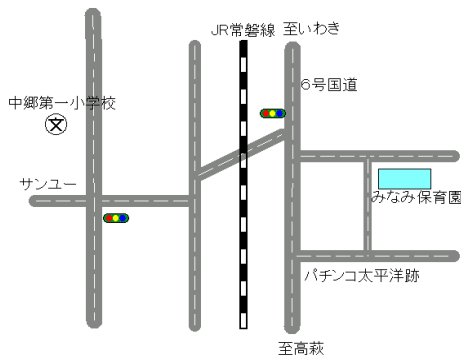
住所：中郷町足洗911-15

電話：43-2019 <<園HP>>

教育時間 9:00～13:00 

保育標準時間 7:00～18:00 


保育短時間 8:30～16:30 





大津保育園 利用定員：155名

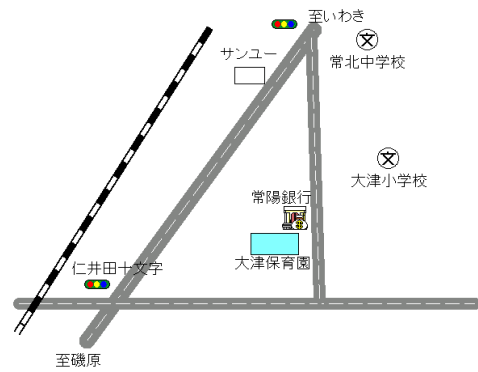
住所：大津町1353

電話：46-5811 <<園HP>>

教育時間 9:00～13:00 

保育標準時間 7:00～18:00 

保育短時間 8:30～16:30 



中郷保育園 利用定員：135名

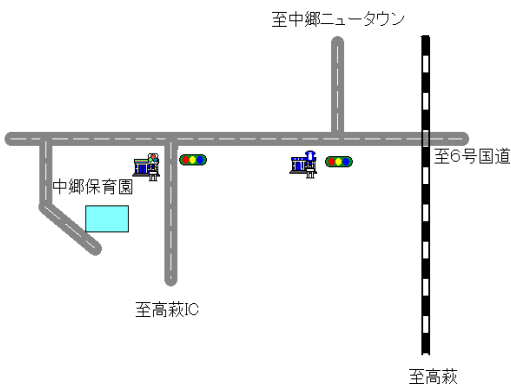
住所：中郷町日柵1806-2

電話：42-2788 <<園HP>>

教育時間 9:00～14:00 

保育標準時間 7:15～18:15 

保育短時間 8:00～16:00 



保育所(公立)

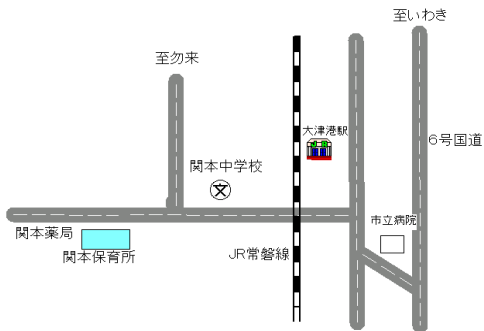
関本保育所 利用定員：30名

住所：関本町八反184-5

電話：46-1262 <<園HP>>

保育標準時間 7:30～18:30

保育短時間 8:00～16:00



※生後10ヶ月程度のお子さんからお預かりします

保育所(私立)

磯原保育園 利用定員：150名

住所：磯原町磯原798

電話：42-0737 <<園HP>>

保育標準時間 7:15～18:15

保育短時間 8:30～16:30

